

2015 年度 総会議案書

日時：2015 年 8 月 6 日（木）18 時～

場所：箕面福利会館 2 階サテニア

目 次

ごあいさつ

2014 年度のふりかえりと 2015 年度への申送り

1. 大学との交渉・協議
2. 各種の取り組み
3. レクレーション：仲間と交流する
4. 組織拡大：仲間を増やす

第 1 号議案 来年度の活動方針

第 2 号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

2014 年度書記長の松本健二です。委員長の水田明男先生に代わってごあいさつ申し上げます。今年度の執行部は次の方々です。一年間ご苦勞様でした。

<p>水田明男（委員長）、岡本真理（副委員長）、竹村景子（会計） 執行委員：今泉秀人、横井幸子 選挙管理委員：青野繁治、齋藤康則 会計監査：石黒暢、多田剛志</p>
--

今年度は執行部が非力で団体交渉を一度も行なえませんでした。特に、組合員であった非常勤職員の雇い止めにあたってアクションを起こせなかったことを、ここで心よりお詫びします。

言い訳がましくなりますが、箕面地区の組合に加盟している教職員が年々減少し、特に職員の皆さんに過剰な負担を強いるのが難しい状況で、活動のノウハウをさほど熟知しているとはいえない教員だけで執行部を運営する困難が、今年度、改めて浮き彫りになったと思います。レクリエーションの機会すら設けることもかなわず、まことに面目ありません。

教員のなかには箕面キャンパスへ来るのは週に二日程度の方も多く、執行部の会議を持つのも月に一度の教授会前後に時間を取れたらいいほうで、なかなか意思疎通が難しい状況にあります。しかしながら、言うまでもなく、当組合が外大時代から築いてきた活動の歴史は、今後も継承していかなばならないと考えます。これまで通りの充実した活動を、あるいはさらなる充実した活動を、というのが本筋ではありますが、仮に縮小しても、最低限やるべきことはこなす体制を毎年構築する必要性を感じました。

2013 年度から 2014 年度執行部への団体交渉の申し送り（2014 年度総会議案書より）

団体交渉の項目
①大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
②大阪大学は、2016 年（平成 28 年度）以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと。
③大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
④大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
⑤大阪大学は、就業規則上の労働者ではない非常勤講師に対する改正労働契約法適用を停止すること。非常勤職員が安心して教育に集中できるようにすること。半年のクーリングを入れることで、脱法行為を私達にさせないこと。
⑥大阪大学は、改正労働契約法の主旨を正しく理解し、非常勤職員を 5 年で雇止めすることをやめること。
⑦大阪大学は、週 40 時間働くのが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
⑧大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと。
⑨大阪大学は、駐車場を無料化すること。 ・毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
⑩大阪大学は、55 才で昇給停止をやめること。64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
⑪大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること。 ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。
⑫大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること。 ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。
⑬大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと。
⑭大阪大学は、箕面キャンパスの学生や教職員が保健センターで健康診断や予防注射などの医療サービスを受けられるようにすること。
⑮大阪大学は、連絡バスを授業時間を考慮して、増便すること。
⑯大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること。

⑰大阪大学は、教授会自治を尊重すること。

⑱大阪大学は、学問の自由を尊重すること。

特に、2)退職金問題は、いよいよ 2016 年度から不利益変更が始まります。退職金減額問題とあわせて考えなければなりません。2013 年度の議案書を改めて振り返りましょう。

(↓2013 年度の議案書より)

職員の場合、

一般（一）係長級、平均勤続期間35年、4 級66号俸の方、今年度退職される方で約127 万円、2013年10月以降に退職される方で約254万円、2014年 7 月以降に退職される方で約360万円の削減。

教員の場合、

教育（一）教授、平均勤続期間31年、5 級67号俸の方、今年度退職される方で約173 万円、2013年10月以降に退職される方で約346万円、2014年 7 月以降に退職される方で約490万円

これに、外大からの継承教員は、2016年度に不利益変更の「当分の間」という猶予が解除されるので、**490万円プラス200万円以上**、減額のWパンチです。

これらはモデルケースですので、一人ずつ、違ってきます。吹田の人事に問い合わせれば、計算して、教えてくれます。**問い合わせしてみましょう。**

総務企画部人事課給与第二係（内線 7 0 3 0, 3 0 3 5）

（箕面地区からは外線 0 6-6 8 7 9-7 0 3 0）

E-mail : soumu-jinji-kyu2@office.osaka-u.ac.jp

これら未解決の課題の上に、学校教育法と国立大学法人法が改定され、すでに教授会自治が制限され、また 2015 年 6 月には国立大の文系学部改組を求める文科相声明が出される等、大学自治はすでに重大な危機に瀕しています。2014 年 4 月の特定秘密保護法施行に続き、2015 年 7 月には安全保障をめぐる法改正案が衆議院を通過、戦争に協力する体制作りは着々と進んでいます。大学人は、学問の自由、言論・表現の自由を守り抜くことができるのでしょうか。交付金削減という兵糧攻めも続きます。

これから、組合は、雇用と労働条件を守るだけにとどまらず、大学の民主的な運営や

学問の自由を守る核となり、議論の場を作る任務をますます担うことになるでしょう。実質、なんの具体的アクションも起こせなかった 2014 年度執行部として、非常に心苦しいものはありますが、せめて次期執行部の皆さまの努力に期待をし、僭越ながら申し上げますと、まずは、これまで同様、専門委員制度を使って、テーマ毎に、臨機応変に情報を整理する委員と緊密な関係を築き、阪大組合や全大教との連携を深めて多角的な情報収集をする必要があります。また、顧問弁護士を定期的に訪問して活用したり、総会後に議論して、体制固めをしなければならないでしょう。

2014年度のふりかえりと2015年度への申送り

1. 大学との交渉・協議

今年度は団体交渉の機会がゼロであり、上記申し送り事項についての進展はありません。どこで交渉が止まっているかを明らかにすべく、以下に2014年度議案書の記載事項を添付しておきます。なお、過半数代表者の選出、就業規則改定に伴う代表者による意見書作成は、今年度も例年通り行ないましたので、その報告は下記添付のさらに後に記します。

(2014年度議案書より)

○ 1○ 山の家と職員宿舎(箕面会館)施設廃止

大学の説明は、全学ハウジング委員会の委員長で、人事労務担当の尾山理事が来なかった。ハウジング課職員が説明した。また、資料根拠が不十分であった。(山の家は利用者が増えていたし、職員会館の経費が阪大の財政を圧迫するとは思えない金額であった。)阪大は、「大学が必要性を考えて廃止」と述べた。耐震工事の費用を出したくないので廃止したというのが本音でしょう。今は、猫の巣になりつつあります。

*記念会館と小野原の宿舎も同じ理由で廃止になる可能性があります。

○ 2○ 退職金、勸奨退職、年俸制、55才以上昇級停止、非常勤職員の給与などの就業規則の「改正」

大学は、労働条件の根幹である退職金や賃金の変更について、学長や理事ではなく、課長補佐を筆頭に説明した。

*大学とは過半数代表者の協議ではなく、組合の団交を要求して、学長と理事の出席を求め続ける必要があります。それでも改善されなければ、労働委員会に救済を申し入れる。前回の救済時にすでに労働委員会は箕面組合への差別と受け止めているので、救済されることになります。

年俸制は、「教員の給与制度の選択肢を増やす」という説明だった。個人が求め、外部資金のある理系部局が検討し、大学に申請するということになる。いかにも箕面キャンパスの教員には関係のないような説明で終わった。

*文科省がすでに年俸制教員20%という数字を明らかにしている。文科省が大学に、大学が部局にノルマ達成のプレッシャーをかけると、部局から自発的に申し出た形が作られる。注意が必要である。

55才以上昇級停止は、国家公務員にあわせて労働条件を改悪したものです。一年で16,800円の減額になる人もいます。

非常勤職員の給与規程変更は、大阪府の最低賃金(819円)変更に伴うものですが、大阪大学は、まず、通勤手当を

賃金とは別途払う必要があります。(大阪労働局のホームページ参照)

○ 3〇 法人化前から雇用されている非常勤職員の雇用期限問題について

この対象となる非常勤職員は、大学の考える指令命令系統の事業場概念では、箕面地区には不在ということになる。しかし、現実には、箕面キャンパスには数名働いている。組合が聞き取り調査を行ったところ、大阪外大の時代に、これはあなたにはあてはまらない、と説明があったという。吹田や豊中の過半数代表者には伝えているし、4地区代表が共同申し入れをし、学長名で珍しく回答があり、それに対して4地区過半数代表者が反論した。しかし、やはり、キャンパスが離れているので、他地区の過半数代表者が箕面キャンパスで働く人の意見をくみ上げることにはいたっていない。過半数代表者に対する説明会も開かれたが、大学の説明を繰り返すのみであった。

*箕面組合として、対象者とともに団体交渉を行う必要があります。

○ 4〇 労働契約法の特例に関する改正

非常勤講師、外国人の特任教員の雇用期間が5年から10年になった。それは一面ほっとすることではありました。4年目の後期授業にクーリングを入れてカリキュラムを組むという慌ただしさから解放された、という意味です。

外国人の特任教員の中で、2014年3月31日以前に採用された方は、改正の対象となりません。

*職場に持ち込まれるギスギス感の根本を正さなければなりません。

TA、RAへの適用を反対したことは、成果がありました。

非常勤職員は、6年から5年になりましたが、特例の対象とならず、10年にはなりませんでした。

*非常勤職員が、期限の定めのない職員として働き続けることができるよう、組合の組織拡大をしながら、阪大組合と共闘していく必要があります。

○ 5〇 労働契約法を非常勤講師に適用する問題

非常勤講師の「労働」契約が5年から10年になっても、9年目の後期にはクーリングを考慮したカリキュラムを組むことをしなければなりません。

*これは、脱法行為であることを忘れてはいけません。なぜ、私たちはこんな法に反することをしなければならないのでしょうか？私達は問い続けなければなりません。

また、大阪大学の労働者ではない非常勤講師に対し、労働契約法を適用する矛盾を根本的に解決させる必要があります。関西圏大学非常勤講師組合と共闘していく必要があります。

以上、2013年度執行部が取り組んだ諸問題と、冒頭の2014年度への申し送り事項に掲載された諸課題を、2015年度へ向け、改めて確認しましょう。

2. 各種の取り組み

団交は出来ませんでした。過半数代表者選出など、通常取り組みは今年度も行ないました。また、総長選挙、安全保障関連法案成立、文系学部の改組に関する通達など、重要な政治問題について組合として意見書を提出するなどのリアクションを行ないました。下記の通りです。

○1 過半数代表者の選出

箕面地区の過半数代表者の期間は、1年間、10月末で終わります。毎年、10月の最初の教授会の週に「組合の委員長を過半数代表として選出する同意書」を組合執行部で職場をまわって集めます。7、8月に外国語学部事務から過半数代表者の選出方法についての確認があります。確認者の選出について、労働者側の推薦者と大学からの推薦者の数があうように人数が決められ、特に同意書の確認をするので、箕面キャンパスに縁のない職員を使用者側代表として選出するよう依頼します。労働者側は、吹田地区過半数代表者にお願いしました。そして、10月の同意書の確認をする日程や場所について打ち合わせをします。

今年度は、組合の考える母数（箕面キャンパスに研究室がある教員、デスクがある職員すべてを対象にしています。一時避難的に研究室を持つ人も含みます）は274人、過半数は138人。

私たちの考える事業場の範囲：

箕面キャンパスに研究室をもつ人間科学研究科教員、グローバルコラボレーションセンター教員、コミュニケーションデザインセンター教員、言語文化研究科言文専攻、言社専攻教員・職員・事務補佐員、外国語学部職員、事務補佐員、日本語日本文化教育センター教員、職員、事務補佐員、外国学図書館職員、事務補佐員、文書館設置準備室教員、職員、事務補佐員、学生部学生キャリア支援課職員、事務補佐員、国際交流オフィス学生交流推進課職員、事務補佐員、サイバーメディアセンター教員、情報推進部情報基盤課職員、事務補佐員、保健センター医師・看護師、事務補佐員

大学が考える母数（言文言社所属教職員、外国語学部所属職員、日日センター所属教員）193人、過半数は97人。

同意書数は 182 筆。10 月 23 日の確認時の同意書有効数は、180 人。(2014 年は 275 人、同意書数は 167 筆。2013 年は 279 人、同意書数は 179 筆。)

大学側が望むよう、過半数代表者の任期を 3 月末までとする考え方もありますが、統合後の今も、たとえ僅かであるにせよ、箕面と他のキャンパスを同時に労働環境とする教職員もおられますし、また当組合が考える「事業場」の概念を大学側に主張する場を設けるためにも、10 月末までの任期とする選出体制は今後も維持しましょう。

○ 2 意見書

過半数代表者には就業規則の改定に対する意見書を書く仕事があります。2014 年度総会の議案書で紹介された「意見書提出までのプロセス」を再掲しておくことにします。

人事課企画第一係長からメールが来る。ICHO のここに規程があると知らせる場合と pdf ファイルで規程を添付する場合がある。

説明会の開催を求める。日程調整。

説明会が開られない場合、組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

4 地区の過半数代表者の意見を聞く。

阪大組合の意見を聞く。

全大教のメーリングリストで他の大学ではどうか情報をえる。

顧問弁護士の意見を聞く。

組合の執行部や箕面地区の構成員に知らせて意見を聞く。

意見書をまとめる。

自分のはんこを押して、吹田キャンパスの学長宛（人事課企画第一係）に学内便で送る。

組合の web サイトにアップする。

過半数代表の意見書に対して「大学の考え」を送って来る。

それに対して反論する。顧問弁護士の意見を聞く。

大学は、意見書を受け取ってから、一応、理事らに報告し、改定した就業規則とともに労働基準監督署に提出します。意見書は添え物なので、それによって改定を取りやめることはありません。しかし、理事にも配られるし、半年間は ICHO に掲載されるので、そこに箕面地区の構成員の声を載せることが理想的です。過半数代表者と組合執行部が協力体制を築き、箕面の教職員の声を意見書に少しでも反映させられるよう、努力しましょう。

○ 3 36 協定（毎年、3月に過半数代表者と大学が協議）労使協定締結

大学が延長することができる時間は、1ヶ月 45 時間、1年で 360 時間ということで締結しました。

残業時間については、過半数代表者がいったん職場の労働者を訪ね、上記の条件で実際に可能か確認をし、そのうえで署名をします。過半数代表者をサポートする立場の組合は、36 協定締結時には、昼休みに時間を設けるなど、なんらかの形で職員と相談する機会を設ける必要があります。

また、労働時間を、現在のような自己申告ではなく、客観的に記録するシステムを整備するよう求め続ける必要があります。遅くまで灯りがついている事務室には、残業時間を自己申告できないまま働く職員がいるのではないのでしょうか？ 職員のサービス残業の実態について、組合はもっと真剣に目を光らせなければなりません。

○ 4 裁量労働制（2年に1度、3月に過半数代表者と大学が協議）の労使協定締結

週 20 時間以上の教育（授業の準備、授業、学生指導一般を含む）にたずさわる者は、裁量労働制の適用を受けることができません。「忙しい、忙しい」と言うだけではなく、自分の労働を見つめ直し、不必要な労働を削減するよう求めていくことを忘れてはいけません。

○ 5 2014 年度安全衛生委員会

箕面地区の過半数代表者は、1月頃に、労働者推薦の委員のリストを安全衛生委員会に出します。そのリストには、箕面地区の部局として、言語文化研究科、外国語学部、人間科学研究科、日本語日本文化教育センター、外国語学部図書館、保健センターという項目があげられ、そこから1人ずつ、推薦するこ

とになっています。

なお、阪大の労働安全衛生委員会は、箕面キャンパスに窓口をもつ全部局の構成員を事業場労働者として考えています。

→箕面事業所からの定員を削減するよう働きかけていました。結果については総会で確認のうえ、改めて報告いたします。

安全衛生管理部 handai-dash@docomo.ne.jp (内線4023、4027)
--

労働環境改善という意味では、組合の活動と方向性がよく似ている安全衛生委員会とは、緊密な関係を築いておいたほうが得策です。月一度の委員会定例会議での報告を過半数メールや組合ニュースなどで紹介するとともに、大学も教授会などでするように求めましょう。

○ 6 セミナー「特定秘密保護法について弁護士に聞く」を開催

2014年8月8日(金)、大阪弁護士会所属で甲南大学名誉教授の斎藤豊治弁護士をお招きし、特定秘密保護法の実態に関するレクチャーをしていただきました。組合員、非組合員、院生など、多くの教職員・学生が参加、質疑応答では海外での研究活動に支障をきたすのではという、研究者の不安の声も聞かれました。同法は結局2014年12月10日に施行されましたが、学問研究に関わる大学人としては今後ともこの法の濫用を厳しく監視していく義務があると考えます。

○ 7 教授会の審議事項制限について反対相次ぐ

2014年6月20日、参議院本会議において「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に関する法律案」が可決、成立しました。

大阪大学でも、執行部が作った新しい学内規則(案)が2014年10月16日各部局に提出され、箕面では教授会メンバーに10月23日付のメールで改正案を配布、11月6日(木)箕面の教授会で審議事項となりました。

改正案では、教授会は教育研究に関する事項のみを「審議する」だけに限られ、それも「学長の求めに応じ、意見を述べることができる」となっています。また、阪大の教育研究評議会の了解事項として、学長は「教授会の意見に拘束されるものではない」という文言が書かれています。学長によるトップダウン

強化を明確化することを目的としています。

従来、学部長・研究科長などの部局長は、教授会が選挙で選び、学長がそれを承認してきました。ところが、改正案では、「教授会は複数の候補者を出すこと」となっています。「順位を付してもよい」と。これは（部局教授会の意向を聞きつつも）結局は大学執行部が決断をするということを意味していると考えられます。

さらに、学長は「（必要に応じ）候補者と面談」し、その結果によって、「問題あり」と思えば、教授会に選考過程を返し、「推薦しなおい」を要求できるとあります。さらには、学長が必要と思えば、理事から（外部の人物の）指名を依頼して、候補者にすることができ、また必要あらば「選考会議」を設置し、そのメンバーは教育研究評議会のメンバーの中から「学長が数名を指名する」となっています。「選考会議」が学長に意見を述べ、それを参考に学長は「複数の候補者」や「理事から推薦された人」の中から、部局の長を選ぶというのです。

教授会での選挙は、現場をもっともよく知る教職員が、学生の教育と研究環境のために真剣に選んだ結果です。それを尊重せずに、どんな円滑な大学経営ができるというのでしょうか？

この改正案については、阪大内の多くの部局教授会でも、長い時間をとって議論が行われました。

その多くは懸念の声と反対意見の表明であり、改正案の条項を検討し、不必要なもの、訂正を求めるべきものを議論し、整理しています。これに基づいてまとめられた部局長の意見は、かなり厳しいものとなっています。

組合として知り得た意見をまとめます。

■部局長選びに教授会から「複数の候補者」を削除。（従来通り、最多数の支持を得た1人でよい）

■部局長へ「理事からの推薦」を削除。

■評議員の中から学長が指名したメンバーで作る「選考会議」の条項を削除

■学長のトップダウン強化に対し、「学長の説明責任」や「学長解任に関する規定」を明確化することが必要

この件については総会でその後の経緯を確認すると同時に、今後も注視し続

け、場合によっては関係する言語社会専攻や外国語学部といった身近な部局に働きかけて撤回を要求させる必要があります。

○ 8 総長候補者へ公開質問状を送付

2015年6月に実施された阪大総長選に先立ち、5月17日、総長候補の3名に公開質問状を送付しました。質問事項と回答は組合HPで参照することができます。

○ 9 国旗掲揚、国歌斉唱と人文社会学系学部等の廃止要請に関する公開質問状を総長に送付

2015年6月16日に下村博文文部科学相が全国国立大総長会議で述べた問題発言について、総長としてどう考えているのかを問う公開質問状を、6月22日に送付しました。質問事項と回答は組合HPで参照することができます。

○ 10 安全保障関連法案に反対する意見書を公表

議案書末の特別決議の原型を2015年7月15日に発表しました。

2. レクレーション：仲間と交流する

(1) 忘年会

12月22日（月）千里中央の「鷹ヶ巣」で忘年会を行ないました。参加者5名ながらも大学での労働条件をめぐり活発な意見交換がなされました。

(2) 退職者歓送会

3月11日（水）3月に定年退職の組合員1名（清水育男先生）と長年組合員として組合を支えて下さった職員1名が参加してくださいました。長年の大学生活の思い出や、組合との係わりなど楽しく話し合うことができ、また色々な意見も頂きました。

残念ながら参加してもらえなかった、今年度で雇止めになる事務補佐員さん1名と長年組合員であった職員1名の方にも、後日記念品をお贈りしました。

4. 組合員拡大：仲間を増やす

今年度は退職者が2名に加え、数名が退会したものの、あらたな加入はありませんでした。統合後、毎年のように事務系職員の組合員のキャンパス間異動に加えて、ここ数年は定年退職者が集中し、組合員数は急激に減っています。組合員退職者に比して、新規加入者が増えず苦慮しています。おもな原因として、1つには定年退職者の集中と任期雇用の組合員の退職、他方には新採用者が若年または任期付き雇用の場合が多く、収入に余裕がなく生活が不安定なために、組合に加入することに抵抗感があることが見受けられます。1名でも加入者ができるように、引き続き努力していきます。教員・補佐員の任期付き雇用にかんする取り組みを充実させるなど、新規採用者が組合加入の意義を強く感じることでできる活動をしていく必要があります。同時に、希薄になりやすい職場での働く者同士のつながりをより充実させるために、組合員同士の交流を今後も企画していきます。

第一号議案 来年度の活動予定

(1) 団体交渉

2014 年度から 2015 年度執行部への団体交渉の申し送り

(2013 年度から 2014 年度執行部への団体交渉の申し送りのママ)

団体交渉の項目
①大阪大学は、団体交渉に学長が出席すること。
②大阪大学は、2016 年（平成 28 年度）以降も「当分の間」を維持し、退職金減額をしないこと。旧外大教員に保証された 65 才定年時の退職金を満額支払うこと。
③大阪大学は、退職金減額措置を即刻やめること。
④大阪大学は、外国人特任教員の帰国旅費を支払うこと
⑤大阪大学は、就業規則上の労働者ではない非常勤講師に対する改正労働契約法適用を停止すること。非常勤職員が安心して教育に集中できるようにすること。半年のクーリングを入れることで、脱法行為を私達にさせないこと。
⑥大阪大学は、改正労働契約法の主旨を正しく理解し、非常勤職員を 5 年で雇止めすることをやめること。
⑦大阪大学は、週 40 時間働くのが困難な非常勤職員の存在を認め、特例職員の採用制度について不備を改めること。
⑧大阪大学は、非常勤職員の交通費を賃金とは別に支払うこと。
⑨大阪大学は、駐車場を無料化すること。 ・毎年収支とその内訳について提出させる必要があります。
⑩大阪大学は、55 才で昇給停止をやめること。64 才、65 才時の賃金を第二期中期計画後も引き下げてはならない。
⑪大阪大学は、小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮すること。 ・外国人の先生に今年度の修繕の結果を聞いた上で、新たな要求を整理する必要があります。
⑫大阪大学は、箕面キャンパスで授業を行う全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すること。 ・組合としても、言文研究科と日日センター以外に所属している教職員が抱える問題を明らかにする必要があります。
⑬大阪大学は産前休暇について見直しを行なうこと。

⑭大阪大学は、箕面キャンパスの学生や教職員が保健センターで健康診断や予防注射などの医療サービスを受けられるようにすること。
⑮大阪大学は、連絡バスを授業時間を考慮して、増便すること。
⑯大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすること。
⑰大阪大学は、教授会自治を尊重すること。
⑱大阪大学は、学問の自由を尊重すること。

(2) 取り組み方

① 組合員を増やし、活動をパワーアップする。

- ・組合ニュースなどの情報発信機会を増やす。

★具体案：ニュースはできるだけ月1での発表を目指す。臨時速報も適宜。

- ・組合加入への呼びかけを行なう。

★具体案：過半数代表者選出時、また随時（隔月等）フライヤを配布する。

掲示板等に勧誘ポスターを貼る。

- ・各種レクリエーションなどの楽しい行事を充実させる。

★具体案：秋の日帰り旅行・新年会・歓送会は最低でも実現させる。

② 大学の労働環境・労働条件の改善のために努力する。そのために阪大組合や他キャンパスの過半数代表者らと共同し、団体交渉を行なう。

- ・産前休暇の見直し、非常勤職員の交通費支給、55歳の昇給停止廃止を訴える。
- ・総長・部局長の選出や3学期制の導入など、民主主義を無視する大学運営を見直すよう要求する。

★具体案：執行部会議を毎月行い、交渉の戦略を確認する。

③ 箕面キャンパスの移転問題について、箕面キャンパス構成員の意見をよく聞き尊重するよう、大学に強く働きかけていく。

★具体案：外国語学部、言語文化研究科等からの情報収集・共有に努める。

④ 上記①～③を実現するため、執行部の活動を円滑に行える体制を作る。

★具体案：委員長か書記長が月1（教授会日が最適か）で必ず「作業確認」を行ない、書記長はそれを必ず記録に残し、必要な場合はニュースにも流す。

第二号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書

紙媒体で配布します。

特 別 決 議

いわゆる「安全保障関連法」の廃案を要求する声明を大阪

大学箕面地区教職員組合の総意として公式に表明します。

いわゆる「安全保障関連法」の廃案を要求する意見書

私たち大阪大学箕面地区教職員組合は、現在国会で審議中の「安保関連法」案を内閣と国会がただちに廃案するよう求めます。

7月9日、安倍首相は都内のシンポジウムの挨拶の中で、「戦後、我が国は先の大戦に対する痛切な反省の上に立ち、一貫して平和国家として歩んできました。」と述べました。(首相官邸 web サイト)たしかに、自衛隊員が1人の外国人も殺害していない、という点ではそう言えるかもしれませんが。

しかし、第二次世界大戦後、アメリカ軍の参戦を通じて知った戦争を思い出すと、中東戦争、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争などがあります。私たちは、兵士の犠牲者だけでなく、非戦闘地域の老人や子どもの犠牲者を通じて戦場を知るといっかかわりだけでなく、日本の経済は、軍需産業および復興産業において経済的なかわりを持ち、私たちの専門とする教育・研究も影響を受けました。また、この戦場へ出撃する在日米軍基地は、沖縄に集中し、国内の他の軍事基地も含めて、その周辺に生きる人々の平和に生きる権利を犠牲にしてきました。こうして考えると、日本の国が「一貫して平和国家として歩んできた」という安倍首相の認識を共有することはできません。

先の大戦前、戦中をつうじて、戦争を進めた時の政権と、大阪外国語大学の前身である大阪外事専門学校がどのような関係を維持してきたか。そのとき、言語と文化の研究と教育を通じて、本来、心を通わせるは

ずの人びととの関係性がどうであったか。私たちの学術研究と軍隊とのかかわりについてどうであったか。戦後の大阪外国語大学の研究と教育の再生は、その反省の上に立ちました。そして、言語と文化の研究と教育を通じて、その地域の人々と心を通わせ、平和に貢献し、密接な関係を築いてきました。大阪大学と統合した今も、私たちの研究と教育は、軍事に奉仕するつもりはまったくありません。

その立場から「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」の説明で使われる「他国」という言葉に注目します。

自衛の措置としての武力行使の新三要件

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

ここで「日本と密接な関係にある他国」は具体的に明記されていませんが、7月10日の衆議院の特別委員会で安倍首相は、米国を事例に集団的自衛権が行使できる状況について「邦人輸送中やミサイル警戒中の米艦が攻撃される明白な危機がある段階で認定が可能」と述べました。

これを見る限り現政府は、「我が国と密接な関係のある他国」を「米国」を中心とする同盟国とみなしており、それらの国の軍隊が攻撃される明白な危機がある段階で(集団的自衛権の行使)認定が可能と解釈していると考えられます。

「安保関連法」が成立し、そうした「日本と密接な関係にある他国」でテロが起こった場合、日本は政府の判断だけで自衛隊に武力行使させる根拠となります。しかし、それだけにとどまるでしょうか？ 米軍を日本の

自衛隊が守るように、自衛隊を「密接な関係にある他国」の軍隊に守らせることを同盟国に強要するのではありませんか？ 自衛隊に集団的自衛権を行使させることで、外交とは異なる、軍事的な序列関係を作ろうとしているのではありませんか？

当組合からの4つの主張

○学術研究を蔑ろにするな！

6月4日、憲法審査会で3人の憲法学者が「安保法制は違憲である」と述べたことに対し、6月8日、G7参加のためドイツ滞在中の安倍首相はミュンヘンで記者会見を開き、「憲法解釈の基本的論理は全く変わっていない。世界に類を見ない非常に厳しい武力行使の新3要件の下、限定的に行行使する」と述べました。(共同通信)

その後も、大半の憲法学者が”違憲である”と強く訴えている中、安倍首相は「学者と違って政治家には現実世界に臨機応変に対応しなければならない責任がある」といった趣旨の発言で反論しています。「学者は理論で遊んでいるにすぎず、政治家はそれに耳を傾けなくてよい」とするこの態度は、一国の首相が自国の学術研究を蔑ろにするものであり、私たち大学人は到底容認できません。

○立憲主義を壊すな！

朝日新聞のアンケートによると、「安保法制案」に対し、憲法学者の104人が「憲法違反である」、15人が「憲法違反の可能性がある」、2人が「憲法違反にはあたらない」と回答しています。(7月11日現在「朝日新聞」) 集団的自衛権を行使すれば、自衛隊は憲法違反の存在になります。その自衛隊の武力行使が、国内だけでなく、国外の人びとを戦渦に巻き込まれ、日本政府が戦前のようにコントロールできない状態になることを心配する外国の学者やメディアも増えています。「憲法を現実いかに適合させていくか…」などという非常識な恣意的解釈発言が相次ぐ現政権

の暴走を止め、まずは立憲主義を守り抜く必要があります。

○不戦の誓いを破棄するな！

「安全保障関連法案に反対する学者の会」アピール賛同署名は、7月25日現在 12,210 筆を越えています。144 の地方議会が「反対」、181 が「慎重に」と決議し、意見書をまとめました。(7月9日現在「朝日新聞」の調査)学生、市民、学者などの広範囲な国民が反対の声をあげています。

私たちは少なくとも、なぜ敗戦後の日本は現行憲法で不戦を誓わなければならなかったのか、その経緯をめぐる解釈で妥協の余地はないと考えます。

○強行採決するな！

今週には強行採決をする可能性が伝えられています。安倍首相は「決めるべき時は決める」と審議を打ち切る覚悟を示していますが、本来、決めるのは私たち主権者たる国民自身であり、行政府も立法府も少数反対意見を含めた国民の広範囲な意志を最後まで尊重せねばならないはずですが、その種の民主主義最低限のマナーが今の日本では完全に無視されています。このまま強行採決を許せば日本の民主主義そのものの基盤がぜい弱化する可能性があります。

最後に、私たちは、国立大学大阪外国語大学に勤めた時から、国家公務員として日本国憲法を守る義務を負ってきました。そして、主権者として、国家権力が憲法を遵守するよう監視し、権力の乱用や暴走を正すことも義務と考えます。さらに、日本国憲法は、使用者に労働者の権利を守らせるよう国に労働諸法を制定させた大元です。労働組合として、日本国憲法の理想を実現する義務を負っています。このような義務を遂行するため、ここに意見を表明します。

2015年8月6日
大阪大学箕面地区教職員組合総会